申請書への個人番号（マイナンバー）の記入について
－添付資料の提出のお願い―

平成28年1月から法令の規定により、申請書に12桁の個人番号（マイナンバー）欄が追加されました。
申請受付時に個人番号に誤りがないか「個人番号確認」および「本人確認」を行います。
個人番号欄に番号をご記入する場合、下記のとおり書類の提出をお願いいたします。

添付資料　　※窓口に来庁される場合、コピーは不要です

●本人による申請の場合

・下記の2点の書類が必要となります。

	①個人番号を確認できる書類	②本人を確認できる書類
必要書類	・個人番号カード ・通知カード ・住民票（個人番号付き） いずれかのコピーを とったもの ※通知カードについては、記載された氏名・住所等が、住民票に記載されている事項と一致している場合に限ります。	・個人番号カード ・運転免許証 ・障害者手帳　等 → 顔写真付きの身分証明書のうち、**1つ**、コピーをとったもの または ・健康保険被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・年金手帳　　等 → 顔写真なしの身分証明書のうち、**2つ**、コピーをとったもの

●代理人（家族含む）による申請の場合

・下記の3点の書類が必要となります。

	①個人番号の確認	②代理「権」の確認	③代理「人」の確認
必要書類	○本人の ・個人番号カード ・通知カード ・住民票 （個人番号付き） いずれかの コピーを とったもの ※通知カードについては、記載された氏名・住所等が、住民票に記載されている事項と一致している場合に限ります。	○任意代理人（家族含む）の場合 ・委任状（原本） ※委任状がない場合 被保険者の介護保険被保険者証のコピーの確認により、被保険者本人より委任されたとみなします。 ○成年後見人等の法定代理人の場合 ・登記事項証明書 ・その他、法定代理人であることを証明する書類　等 → いずれかのコピーをとったもの	○代理人の顔写真付きの身分証明書のうち、**1つ**、コピーをとったもの ・個人番号カード ・運転免許証 ・障害者手帳　等 または ○代理人の顔写真なしの身分証明書のうち、**2つ**、コピーをとったもの ・健康保険被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・年金手帳　　等

例：長女が父の申請をする場合 ⇒ 父の個人番号カード、委任状、長女の運転免許証

Q：添付資料がないと、申請はできませんか？

A：個人番号の記載や確認資料の添付が困難な場合、**申請書の個人番号欄は未記入のまま、添付資料なしで、申請書を提出いただいて問題ありません。**

●問い合わせ先
国立市役所　高齢者支援課　介護保険係
(電話)０４２－５７６－２１１１（代表）　内線１６６．１５９